

久米南町指定給水装置工事事業者の指定申請要領

1. 申請の手続き

次の書類を提出してください。

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書
- (2) 機械器具調書（別表）及び写真
- (3) 誓約書兼同意書（別記様式）
- (4) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
申請者が法人である場合には、その定款及び履歴事項全部証明書
- (5) 給水装置工事主任技術者免状の写し

2. 申請に関する書類の提出先

申請書類は、原則として持参により久米南町役場建設水道課へ提出して下さい。
なお、受付後の書類は返却しません。

3. 登録手数料の納入方法

手数料10,000円は、申請した際に発行される納付書により納入して下さい。
なお、手数料納入後の返金はいたしません。

4. 申請に関する書類の作成要領

申請に関する書類の作成は、次の注意事項を留意して下さい。

- (1) 書類への記入は黒又は青のボールペンを使用し、かい書で正確に書いて下さい。
- (2) 氏名は、戸籍に記載されている文字を使用して下さい。

5. 指定書の交付

久米南町指定給水装置工事事業者に指定した者には、その旨を記載した指定給水装置工事事業者指定書を交付します。なお、指定書を汚損又は紛失したときは、久米南町長に対しその再交付を申請することができます。